

Ⅲ 地域保健班

- 1 精神保健福祉
- 2 母子保健
- 3 難病対策
- 4 原爆被爆者対策事業

地域保健班概要

地域保健班は、精神保健福祉、母子保健、難病対策、原爆被爆者健康診断に関する業務を担っている。

個別の健康課題に関する相談対応、精神通院医療・特定不妊治療・小児慢性特定疾病・難病等に関する公費医療の申請に係る業務を行っている。また、関係者の支援スキルの向上を目的とした研修会の開催、関係機関との連携会議等を行い、管内地域における相談支援体制の整備に努めている。

1 精神保健福祉事業

精神保健福祉の充実を図るために、市村はじめ、医療機関や福祉機関と連携し、①障害者総合支援法に基づく事務、②精神保健福祉法に基づく事務、③普及啓発活動、④訪問・相談業務、⑤市村支援、⑥組織活動育成支援、⑦関係機関とのネットワークづくり、⑧関係職員の支援スキルの向上に係る研修等を行う。

2 母子保健事業

「健やか親子おきなわ21（第2次）」と連動し、管内のすべての親と子が健やかに生まれ育つことができる環境を整備するため、市村と連携し必要な支援を行っている。①医療給付申請事務及び相談、②専門医による相談、③親の会等組織育成支援、④関係機関との連絡会議、⑤個別訪問等による相談支援、⑥支援者を対象とした研修会等を実施している。

3 難病対策事業

「難病対策要綱」及び「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成27年1月施行）」に基づき、①特定疾患治療研究事業及び特定医療費（指定難病）に係る医療費の公費負担申請相談、②難病患者の個別訪問等による相談支援、③自助組織活動支援、④患者・家族及び関係者に対する医療講演会等の研修会を行っている。

4 原爆被爆者対策事業

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」により、県は被爆者健康診断、諸手当の支給等を行っている。保健所は被爆者健康診断実施に際しての病院との日程調整及び被爆者への通知、また被爆者健康診断の記録をもとに健康相談等を行っている。

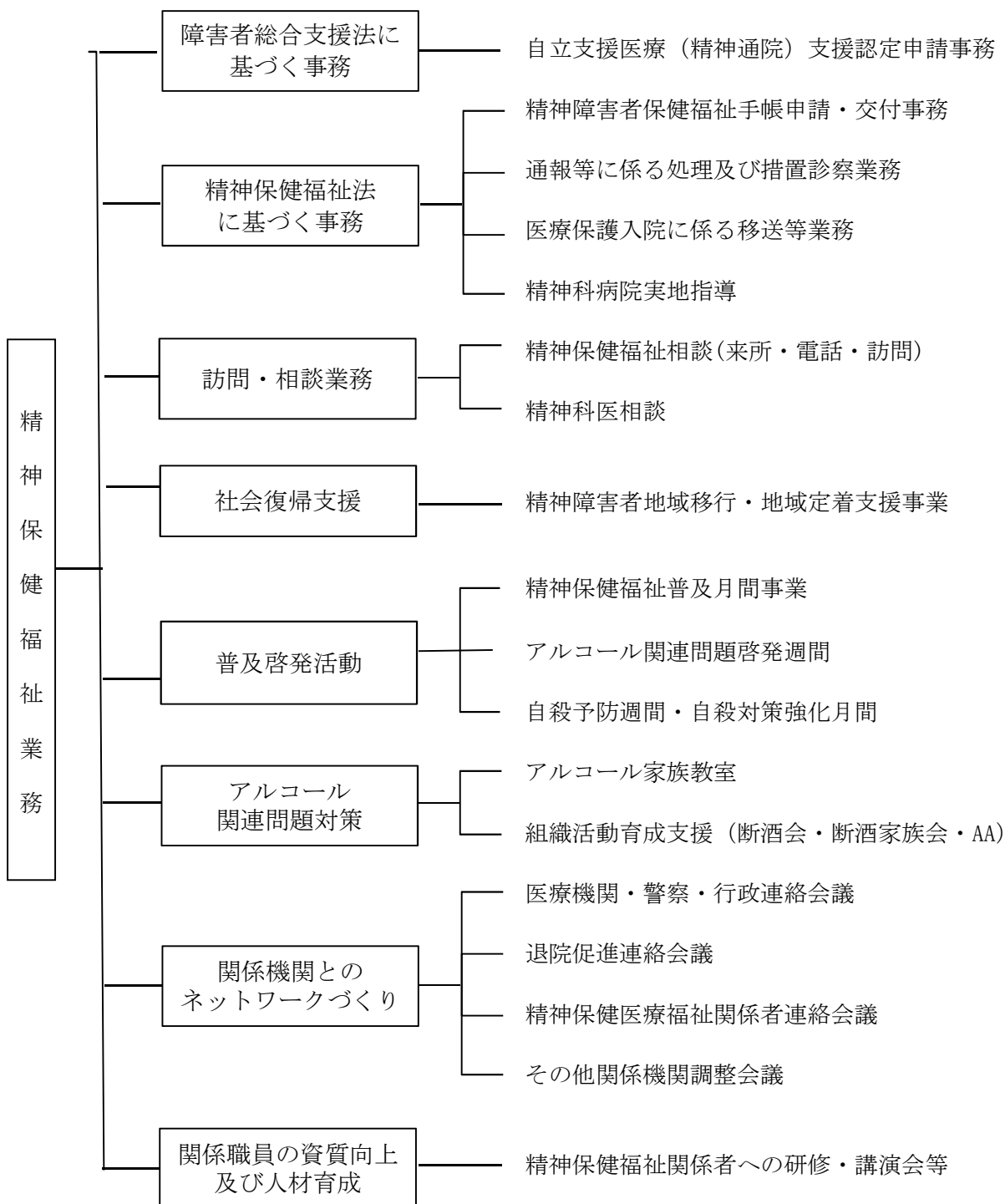
地域保健班に関する月間・週間事業

令和3年度

行事名	期間	内容	対象者・参加者
自殺予防週間	9月6日～ 9月16日	パネル展示、レスキューカードの配布、市広報誌による自殺予防に関する情報の掲載	地域住民
自殺対策強化月間	3月	上記自殺予防週間と同様の内容	地域住民

1 精神保健福祉

平成16年に「精神保健医療福祉改革ビジョン」で示された「入院医療中心から生活中心へ」の理念の実現のために、精神障害者の地域移行を促進する動きが活発になっている。当保健所では、「精神保健福祉法」、「障害者総合支援法」、「自殺対策基本法」に基づき、下記の業務を行っている。



(1) 障害者総合支援法に基づく事務

ア 自立支援医療（精神通院）制度（根拠：障害者総合支援法第58条）

障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を受けるための制度。当制度利用により精神通院にかかる医療費の自己負担が1割となるが、沖縄県では復帰特別措置により自己負担1割に対して特別公費負担措置が適用される。

図1 自立支援医療（精神通院）認定件数

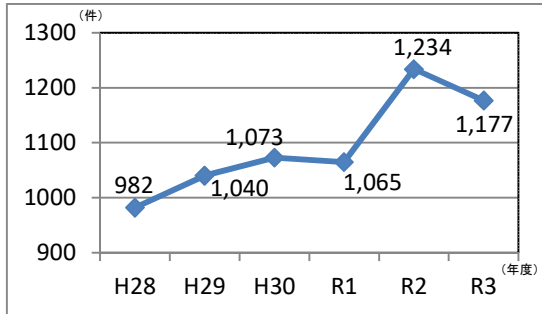


図2 病類別利用割合

令和3年度

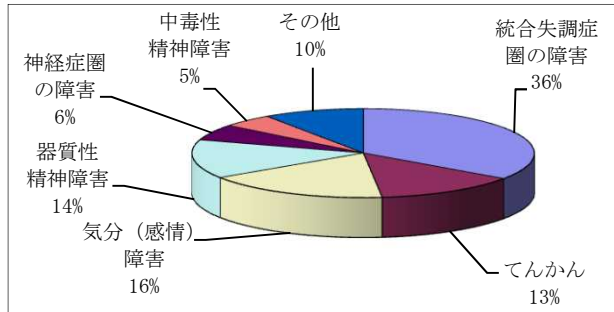


表1 市町村別・病類別自立支援医療（精神通院）認定件数

令和3年度

病類	脳器質性精神障害	中毒性精神障害	統合失調症圏の障害	気分（感情）障害	その他精神病	神経症圏の障害	人格障害	精神遅滞	てんかん	候群	要因に連関した行動的	生理的障害及び身体的	心理的発達障害	行動情緒障害	小児青年期の	その他	計
宮古島市	166	55	405	201	3	68	3	19	149		2	45	39	1	1,156		
多良間村	0	2	4	4	0	1	0	0	10		0	0	0	0	21		
計	166	57	409	205	3	69	3	19	159		2	45	39	1	1,177		

(2) 精神保健福祉法に基づく事務

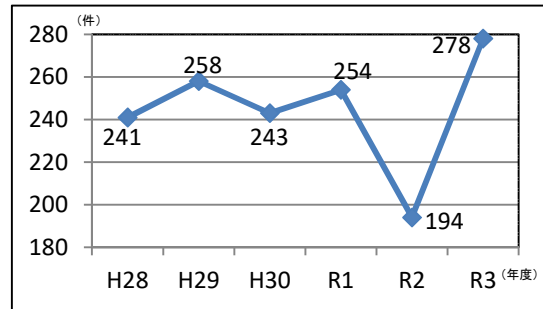
ア 精神保健福祉手帳（根拠：精神保健福祉法第45条）

一定の精神障害の状態にあることを証することにより、各種の支援策を講じやすくし、社会復帰の促進と、自立と社会参加の促進を図るために創設された制度。有効期間は2年間となっており、医師の診断書等に基づき更新することができる。

表2 年度別交付件数（新規・更新）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3			
						計	1級	2級	3級
宮古島市	239	256	242	253	191	277	62	141	74
多良間村	2	2	1	1	3	1	0	1	0
計	241	258	243	254	194	278	62	142	74

図3 交付件数の推移



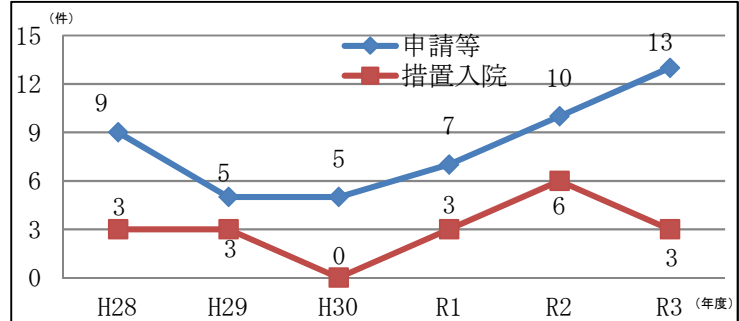
イ 措置入院（根拠：精神保健福祉法第29条）

申請等に基づく調査及び精神保健指定医2名の診察の結果、その対象者が医療及び保護のために入院させなければ精神的障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときに、都道府県知事の権限により入院させることができる制度。

表3 申請等と措置入院の件数

	R3年度		
	申請等	要措置	不要
一般人	0	0	0
警察官	8	2	6
検察官	5	1	4
その他	0	0	0
計	13	3	10

図4 申請等件数と措置入院件数の推移



ウ 医療保護入院（根拠：精神保健福祉法第33条）

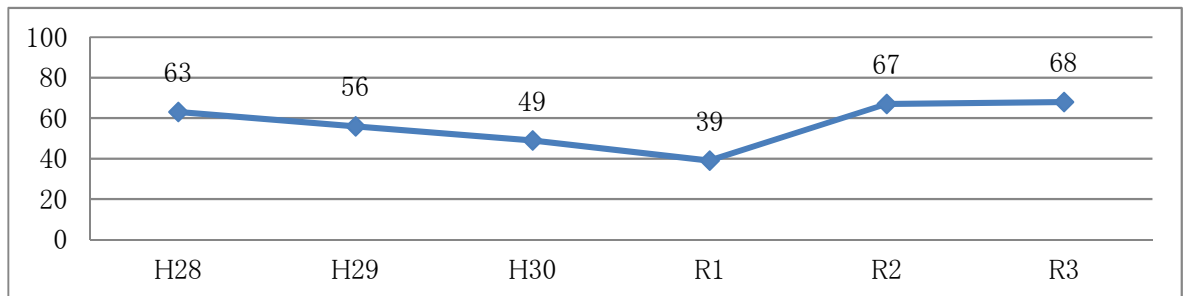
精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、精神障害のために本人が同意できない状態であると判定されたものについて、精神科病院の管理者は家族等の同意があれば対象者を入院させることができる制度。10日以内に保健所への届出が必要。

表4 医療保護入院届出件数

令和3年度

病類	脳器質性精神障害	中毒性精神障害	統合失調症圏の障害	気分（感情）障害	神経症圏の障害	人格障害	精神遅滞	関連した行動症候群	生理的障害及び身体的要因に起因した行動症候群	心理的発達障害	小児青年期の行動情緒障害	その他	計
届出件数	10	3	34	9	1	1	2	0	0	0	8	0	68

図5 医療保護入院届出件数の推移



エ 精神科病院実地指導（根拠：精神保健福祉法第38条の6）

管下の精神医療機関において、入院患者の処遇（行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等）が適切に行われ、社会復帰に向けた様々な環境整備を推進していくことを目的に、原則として年1回の調査を実施。その結果に応じて病院管理者等へ必要な措置を講じる。

対象：県立宮古病院（精神科病棟）

実施日：令和3年11月24日

(3) 普及啓発活動

ア 宮古地区精神保健福祉普及運動

地域住民に対し心の健康保持、精神障害者に対する理解と啓発を推進していくことを目的に実施している。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で講演会は中止。

宮古島市役所障がい福祉課と共催で、パネル展示、リーフレット配布を実施。自殺関連情報、その他精神疾患について普及啓発を実施。またチラシ、二つ折りカード等で相談機関の連絡先についても周知した。

イ 自殺予防週間・自殺対策強化月間

一般住民や関係機関に対して、自殺者の減少を目的とし、自殺予防週間・自殺対策強化月間に、自殺に関連した知識の普及啓発や相談支援機関窓口の周知を実施。

表5 自殺予防週間・自殺対策強化月間実施状況 令和3年度

日程	内容	対象
9月6日 ～ 9月16日	自殺予防週間 1) パネル展示場所：(宮古島市役所) 内容：自殺の現状、相談機関等について 2) レスキューカードの配布 (宮古圏域における相談窓口を記載した2つ折りカード) 3) 市広報誌による自殺予防に関する情報の掲載	地域住民
3月	自殺対策強化月間 内容：上記自殺予防週間と同様の内容	地域住民

(4) 訪問・相談業務

ア 精神保健福祉相談

保健師及び精神保健福祉相談員が、精神保健相談（来所相談及び電話相談）を行っており、必要に応じて、訪問相談を実施。

表6 相談件数（過去5年分）

	H29年度		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
来所相談	29	55	58	120	83	148	39	123	27	43
家庭訪問	37	169	46	213	59	285	20	310	35	88
電話相談	68	200	107	290	142	488	148	681	123	177

表7 相談件数（区分別）

令和3年度

	実人員	延人員	延人員内訳							
			老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	その他
来所相談	27	43	0	4	12	0	1	0	6	20
家庭訪問	35	88	0	15	8	0	0	0	1	64
電話相談	123	177	5	18	48	0	2	0	15	89

イ 精神科医相談（旧専門医相談）

精神障害の疑いがある方や治療中断者など対応が困難なケース・家族に対し精神科医による訪問や来所相談等により面談し、早期受診や早期治療に繋げ、本人や家族が安心して生活できるように支援する。

表8 精神科医相談実施件数

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
回数	5	3	6	3	2
相談件数	6	6	11	4	2

(5) 社会復帰支援

精神障害者地域移行・地域定着支援事業

長期にわたる精神科病院への入院により、住居の確保など退院に向けて特に支援が必要な精神障害者について、地域生活に移行することを促進し、地域生活を継続できる体制を整備する事を目的に行っている。保健所は医療機関が実施する退院前調整会議や宮古島市が実施する自立支援協議会に参加し、居住支援部会及び就労支援部会において、精神障害者の地域移行・地域定着のあり方について検討し、体制整備に取り組んでいる。

(6) アルコール関連問題対策

ア アルコール家族教室

アルコール問題を抱える家族が「アルコール依存症」について学び、依存症本人への対応を理解し、回復に必要な医療機関や相談機関、自助グループ等の活用方法を学ぶ。

また、家族同士の交流を図り、家族自身のQOLを高め、依存症者と家族の間に起こっている問題の改善につながることを目的とする。（CRAFT手法を導入）

対象：アルコール依存症者（飲酒問題含む）の家族、支援者

場所：宮古保健所 1階⑦相談室

表9 家族教室実施状況 令和3年度

月 日	内容	参加者
①12月8日	講話「アルコール依存症とは」 演習「家族の対応を考える実践編①」	10名
②12月15日	講話「依存症の回復について」 演習「対応実践編②」	8名

イ 組織活動育成支援

(ア) 断酒会活動（あだんの会）

断酒会はアルコール依存症に悩む者が自らの体験談等を話すことで、断酒に対する誓いを新たにし、断酒を続けていく自助グループ。

(イ) 断酒家族会活動（やしがにの会）

アルコール依存症について知識を深め、家族の役割を認識すると共に、問題を共有し親睦と融和を図りお互い励まし合って、本人の断酒と自立へ向けて活動を行っている。

(ウ) AA（エメラルド・グリーングループ宮古島）

平成30年11月設立 依存症本人またはその関係者が体験を共有しながら、自身の飲酒問題を解決し、同じ問題で苦しむ人たちにも回復の経験を知らせる自助グループ。

表10 自助グループ活動状況 令和3年度

自助グループ名	日時	場所
宮古断酒会 （あだんの会）	毎週金曜日 午後7時～9時	宮古保健所 1階⑦相談室
AA （エメラルド・グリーングループ 宮古島）	毎週火曜日 午後7時～8時	
断酒家族会 （やしがにの会）	毎月第1・3金曜日 午後7時～9時	

※断酒家族会は断酒会と合同で開催している。

(7) 関係機関とのネットワークづくり

ア 医療機関・警察・行政連絡会議

島嶼地域という地理的な問題により、精神障害者に関する警察官通報（精神保健福祉法第23条）やその他の緊急時対応をスムーズにできるようにするため、関係機関との連携強化・緊急時の体制構築などを目的に会議を開催している。

表11 令和3年度

日時	内容	参加機関
中止	新型コロナウイルス感染症対応にかかる事業継続計画により令和3年度の実施は中止とした	

イ 退院促進連絡会議

精神障害者が退院後に適切な支援を受けて、その人らしい地域生活を送れるよう、管内関係機関の連携及び情報共有を強化し、円滑な地域移行・地域定着を行うことを目的に開催している。

新型コロナウイルス感染症対応にかかる事業継続計画により、令和3年度の本会議は実施はなし

表12 令和3年度

日時	内容	参加機関
中止	新型コロナウイルス感染症対応にかかる事業継続計画により令和3年度の実施は中止とした	

ウ 精神保健医療福祉関係者連絡会議

管内の精神保健医療福祉関係者が一堂に会し、各関係機関の役割や課題及び事業内容等を理解することで、地域の精神保健・医療・福祉の取組を推進することを目的として開催している。

新型コロナウイルス感染症対応にかかる事業継続計画により、令和3年度の本会議は実施はなし

表13 令和3年度

日時	内容	参加機関
中止	新型コロナウイルス感染症対応にかかる事業継続計画により令和3年度の実施は中止とした	

エ 管内自殺対策関係機関連絡会議

自殺未遂者は自殺のハイリスク群であり、自殺の再企図を防ぐため、医療機関における身体・精神的治療とともに、地域に戻った後も自殺未遂者の抱える様々な社会的な問題への重層的・包括的な支援が必要と考えられている。自殺未遂者が適切な医療と支援を受けられるよう、関係機関の連携体制構築を目的に実施する。

表14 令和3年度

日時	内容	備考
3月11日	<ul style="list-style-type: none"> 自殺の現状についての報告 各関係機関における自殺対策の現状の共有 宮古管内における自殺対策における連携体制について 	新型コロナウイルス感染症対応にかかる事業継続計画により、対面での実施は行わず、会議資料の送付及び、必要に応じ意見の提出ができるよう文書にて通知を行った。

オ 関係機関調整会議

令和元年7月「沖縄県措置入院者退院後支援計画マニュアル」が作成されたことを受け、保健所主催で退院後支援に関する計画を作成し地域での支援体制づくりを目指して措置入院患者退院後支援会議を実施している。

また、今年度より新たに精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進に向け圏域の関係機関（福祉事務所、保健所、圏域アドバイザー等）で事務局会議を立ち上げ検討会を開催している。

平良地区（平成30年度より開催）、伊良部地区、城辺地区及び上野・下地地区精神障害者連絡会は、宮古島市障がい福祉課が主催しており、当該地区の関係者間で情報共有を行い、障害者の社会復帰及び自立支援を目的としている。

表15 <保健所主催>

令和3年度

会議名	開催回数	参加者数(延)	参加機関(延)
措置入院者退院後支援会議	1	10	6
ケース支援会議	3	18	13
市町村調整会議（特定町村支援等）	2	8	6

表16 <他機関主催>

令和3年度

会議名	参加回数
医療観察法ケア会議	5
ケース支援会議	12
平良地区精神障害者連絡会	2
伊良部地区精神障害者連絡会	1
城辺地区精神障害者連絡会	3
上野・下地地区精神障害者連絡会	1
その他（部会等）	4

(8) 関係職員の資質向上及び人材育成

ひきこもり支援者研修会

ひきこもり本人や家族を孤立させず、相談を受けた関係機関の基本姿勢や回復に寄り添う姿勢、アセスメント方法を学び、回復支援の実践に結びつけることを目的とする。

令和3年度は新型コロナウイルス拡大防止のため実施なし。

(9) 多良間村支援

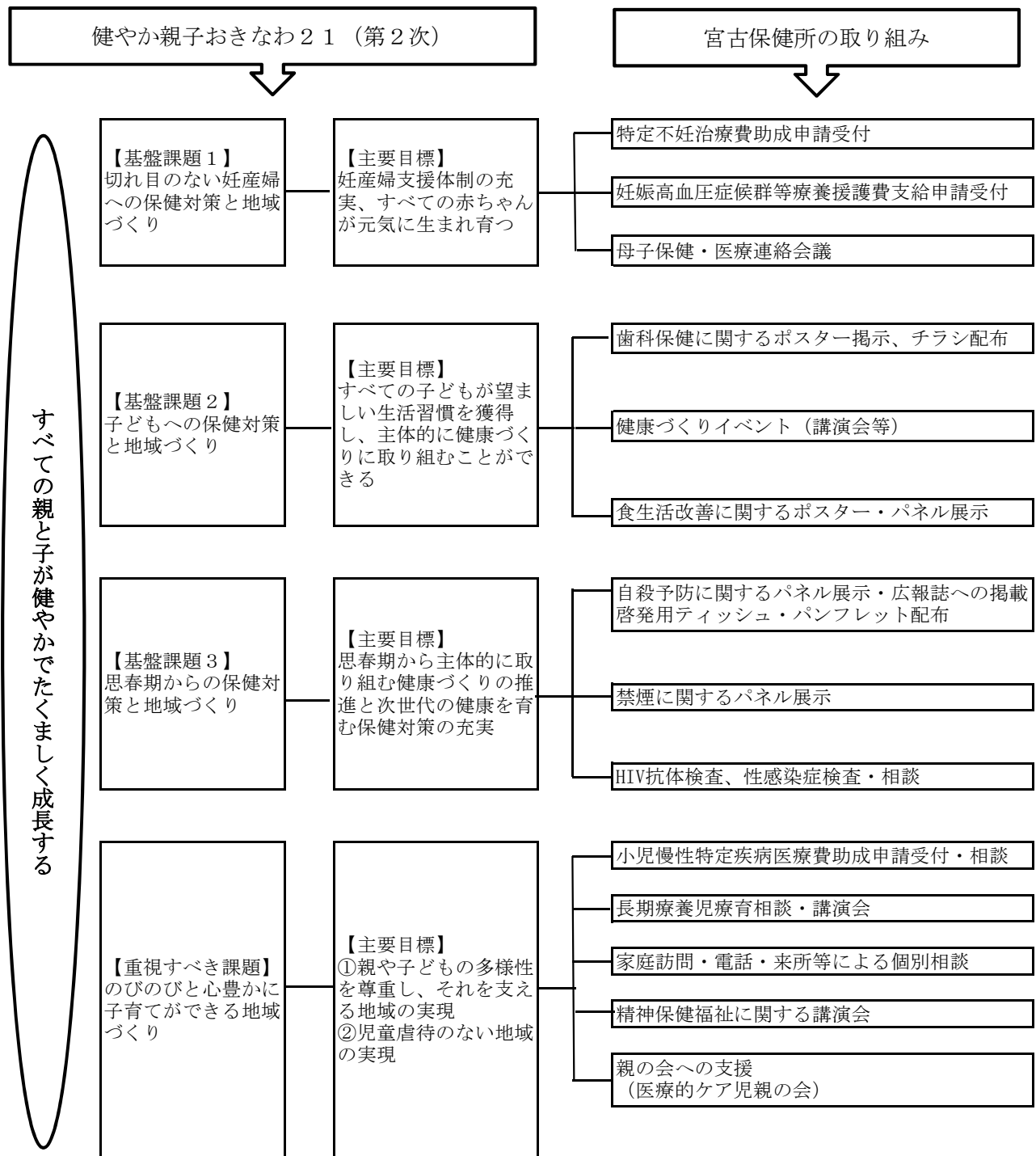
アルコール問題講演会

住民ひとりひとりが飲酒のもたらす健康への影響について正しく理解する。自身の飲酒との付き合い方をみつめる。アルコール健康問題に悩む当事者や家族の回復を支える環境づくりに取り組み、多良間村におけるアルコール関連問題の対策推進を図ることを目的とする。

令和3年度は新型コロナウイルス拡大防止のため実施なし。

2 母子保健

(1) 健やか親子おきなわ21（第2次）における宮古保健所の取り組み



(2) 医療給付申請・相談業務

ア 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾患治療研究事業が、平成 27 年 1 月 1 日より小児慢性特定疾病医療費助成制度へ移行した。対象疾患は令和 3 年 11 月には 16 疾患群 788 疾病に拡大された。

【根拠法令】児童福祉法第 21 条の 9 の 2

【目的】慢性疾患にかかっていることにより長期に療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行う。

【対象】下記疾患にかかっている 18 歳未満の児童（18 歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ 18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20 歳到達までの者を含む。）

表 1 小児慢性特定疾病受給者証交付状況（重複疾患受給者を含む）（単位：件）

疾患群	年月日		令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月		
	計	申請別		市村別	
		新規	更新	宮古島市	多良間村
悪性新生物	5	2	3	5	0
慢性腎疾患	9	1	8	9	0
慢性呼吸器疾患	8	2	6	8	0
慢性心疾患	13	3	10	12	1
内分泌疾患	26	2	24	26	0
膠原病	2	1	1	2	0
糖尿病	5	1	4	5	0
先天性代謝異常	3	0	3	3	0
血液疾患	3	1	2	3	0
免疫疾患	1	1	0	1	0
神経・筋疾患	18	2	16	18	0
慢性消化器疾患	7	1	6	7	0
染色体・遺伝子疾患	5	1	4	5	0
皮膚疾患	2	0	2	2	0
骨系統疾患	4	1	3	4	0
脈管系疾患	1	1	0	1	0
計	112	20	92	111	1

イ 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業

【根拠法令】妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

【目的】妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦に対し必要な援護費の支給を行うことで、早期に適正な療養を受け、重症化を防ぐ。

【対象】妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患に罹患している妊産婦で、7日以上入院治療を要した者。ただし、当該妊産婦が前年分に所得税課税額の年額15,001円以上の世帯、又は児童福祉法第22条の規定による助産施設への入所措置を受けた者は、支給対象としない。

表2 妊娠高血圧症候群等療養援護費 年度別支給状況 単位：件

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	0	0	0	0	0

ウ 特定不妊治療費助成事業

【根拠法令】少子化社会対策基本法第13条、母子保健医療対策等総合支援事業、沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

【目的】不妊治療のうち、特定不妊治療（体外受精及び顕微受精）については1回の治療が高額であり、また医療保険の適用外であることから、経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成する。

【対象】・法律上の婚姻夫婦で、特定不妊治療が必要と診断された者
 ・指定医療機関で特定不妊治療を終了した者
 ・沖縄県内に住所を有し、夫婦の合計所得が730万円未満であること
 ・治療開始時点で妻の年齢が43歳未満

表3 特定不妊治療費 年度別助成状況 単位：件

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	32	24	32	21	50

(3) 訪問・相談業務

保健師が母子保健相談等（来所相談及び電話相談）を行っており、必要に応じて、訪問相談を実施している。

表4 訪問・相談業務状況 令和3年度(単位：件)

	実人員	延人員	延人員内訳		
			小児慢性特定疾病	特定不妊治療	その他
来所相談	108	175	110	63	2
家庭訪問	4	4	3		1
電話相談		114	87	23	4
合計	112	293	200	86	7

(4) 長期療養児療育相談事業

長期にわたり療育医療を必要とする児童とその保護者に対して、適切な療育を確保するために、状況に応じた適切な指導や支援を行い日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

ア 個別相談、勉強会

長期療養児とその保護者が在宅で安心して生活できるように、専門医による個別相談を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大をうけ中止となった。

専門医：當間隆也（わんぱくクリニック）

(5) 小児慢性特定疾病等講演会

保護者等が疾患の概要及び治療等についての理解を深めることで児の病状及び成長発達に伴う不安の軽減を図ることを目的とする。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染流行により休止となった。

(6) 母子保健・医療連絡会議

ハイリスク妊産婦及び未熟児や長期に支援を必要とする児・保護者が地域で安心して育児・療育できるように関係者が情報を共有し、支援目標や相互の役割を確認することで一貫した支援ができることを目的とする。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染流行により開催予定6回のうち2回実施となった。

表5 母子保健・医療連絡会議

令和3年度

実施日	内 容	参加者	参加機関
4月19日(中止)	①事例に関する情報共有、確認	延べ 23人	県立宮古病院 奥平産婦人科医院 宮古島市 多良間村 宮古保健所
6月21日(中止)	②地域の課題共有、支援体制確		
8月16日(中止)	③母子保健に関する情報共有、検討等		
10月18日(実施)	④管内の妊婦の感染状況について報告		
12月20日(実施)	10月18日:10 事例実施		
2月21日(中止)	12月20日:15 事例実施		

(7) 宮古地区母子保健推進員研修会及び交流会

宮古地区母子保健推進員の相互交流と、資質の向上を目的とする。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染流行により休止となった。

(8) 母子保健関係者研修会

宮古圏域の母子保健関係者の資質向上を目的とする。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染流行により休止となった。

3 難病対策

(1) 難病とは

根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という）第1条

ア 疾病の機序が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病

イ 当該疾病にかかることにより長期に療養を必要とすることとなるもの

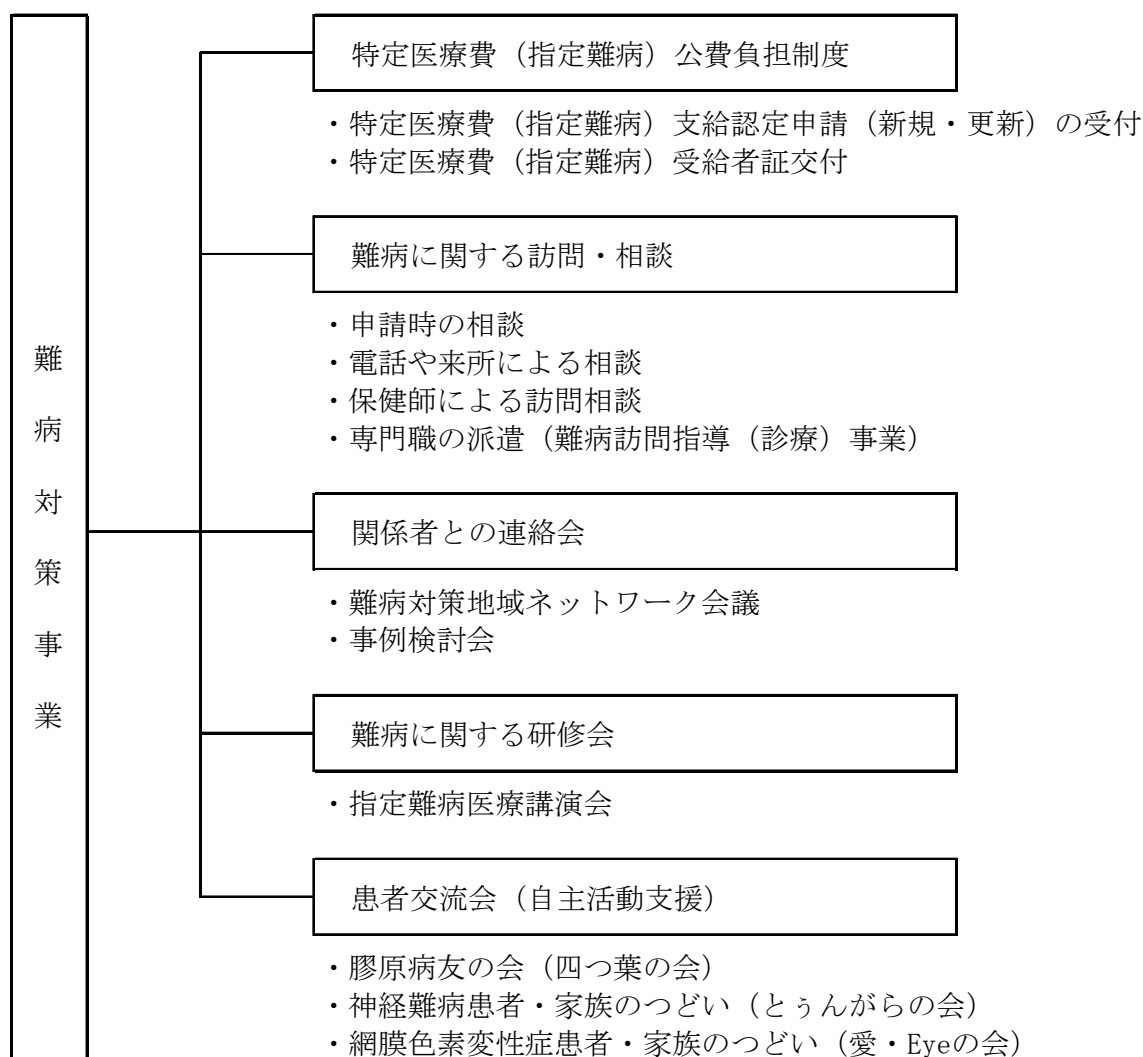
(2) 難病の行政施策

昭和 47 年に策定された「難病対策要綱」に基づき、難病対策が実施され、「特定疾病治療研究事業」として公費負担が開始された。

平成 27 年 1 月、難病対策の充実、難病の患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の維持向上を図ること目的として「難病法」が施行された。公費負担制度の改定が行われ、「特定医療費(指定難病)公費負担制度」が開始、対象疾病（指定難病）は 338 疾病となっている。

保健所では特定医療費(指定難病)公費負担制度の経由事務及び難病対策事業等を実施している。

(3) 難病対策事業



(4) 特定医療費(指定難病)受給者状況

管内における受給者の状況は表1、2のとおりである。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症流行により更新手続きの郵送対応、申請期間延長の対策がとられた。

表1 受給者証交付状況

令和3年度(単位:件)

疾病名	申請件数	交付件数	疾病名	申請件数	交付件数
筋萎縮性側索硬化症	5	5	黄色靭帯骨化症	13	13
進行性核上性麻痺	12	12	後縦靭帯骨化症	29	28
パーキンソン病	48	48	広範脊柱管狭窄症	8	8
重症筋無力症	16	16	特発性大腿骨頭壊死症	8	8
多発性硬化症/視神経脊髄炎	4	4	下垂体性ADH分泌異常症	1	1
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	2	2	クッシング病	1	0
クロウ・深瀬症候群	1	1	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	1
多系統萎縮症	5	5	下垂体前葉機能低下症	6	6
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	5	5	サルコイドーシス	4	4
もやもや病	1	1	特発性間質性肺炎	3	3
亜急性硬化性全脳炎	1	1	肺動脈性肺高血圧症	2	2
全身性アミロイドーシス	2	2	網膜色素変性症	20	20
神経線維腫症	1	0	原発性胆汁性胆管炎	7	3
天疱瘡	5	4	原発性硬化性胆管炎	1	1
膿疱性乾癬(汎発型)	5	4	自己免疫性肝炎	2	2
巨細胞性動脈炎	1	1	クローン病	13	13
結節性多発動脈炎	5	5	潰瘍性大腸炎	28	23
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	4	筋ジストロフィー	1	1
悪性関節リウマチ	5	3	脊髄髄膜瘤	1	1
バージャー病	1	1	レノックス・ガストー症候群	1	1
全身性エリテマトーデス	31	28	家族性良性慢性天疱瘡	1	1
皮膚筋炎/多発性筋炎	12	12	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	4	3
全身性強皮症	5	5	抗糸球体基底膜腎炎	1	1
混合性結合組織病	1	1	一次性ネフローゼ症候群	6	5
シェーグレン症候群	8	7	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	1
成人スチル病	3	3	紫斑病性腎炎	1	1
ベーチェット病	1	1	間質性膀胱炎(ハンナ型)	1	1
特発性拡張型心筋症	6	6	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	1
肥大型心筋症	1	1	強直性脊椎炎	4	4
再生不良性貧血	9	7	軟骨無形成症	1	1
発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	1	後天性赤芽球癆	3	3
特発性血小板減少性紫斑病	4	2	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1
IgA腎症	3	3	好酸球性副鼻腔炎	2	2
多発性嚢胞腎	2	2	計	393	367

表2 受給者の状況

令和3年度(単位:件)

性別	就労	就学	家事労働	入院	在宅療養	入所	転出	生活保護	死亡
男	61	4	15	13	70	8	1	5	9
女	51	3	41	10	58	9	2	4	3
計	112	7	56	23	128	17	3	9	12

(5) 難病に関する訪問・相談

目的: 患者や家族の、療養や介護等に関する相談・指導を実施し、不安や悩みの解消を図る。また、医療・保健・福祉等の情報提供を行い、療養生活を支援する。

表3 訪問・相談実施状況 令和3年度(単位:件)

	実人員	延人員
来所相談	224	372
電話相談		356
家庭訪問	14	21
合計		749

(6) 難病訪問指導(診療)事業

目的: 在宅療養をしている難病患者が、より良い療養生活を送ることが出来るように、必要に応じて専門医、歯科医師、歯科衛生士、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を同行し相談・指導を行い、生活の質(QOL)向上を図ることを目的とする。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症流行により事業中止となった。

(7) 難病医療講演会及び相談会の実施状況

目的: 患者・家族が、病気について理解を深め、日常生活における不安・悩みについて相談することで安心して療養生活を送れることを目的とする。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症流行により事業中止となった。

(8) 難病対策地域ネットワーク会議

目的: 難病患者等は日常生活上援助を必要としている者が多く、適切な在宅療養支援を受け安心して生活が送れるよう、支援体制の整備が必要である。災害時対策について宮古地区の課題の共有や地域の実情に応じた体制整備について協議を行い、関係機関等の連携の緊密化を図る。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症流行により事業中止となった。

(9) 自助活動育成支援

目的：患者及び家族が、病気や治療について学習し、療養生活の工夫等について情報交換をする機会を設け、安心して療養生活が出来る為の活動を支援する。また、患者及び家族が交流を深め、相互に支え合う自助グループを育成する。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症流行により事業中止となった。

表4 自助グループの状況

名称	活動日時	活動内容
膠原病友の会（四つ葉の会）	毎月第3土曜日 14:00～16:00	交流会、在宅療養に関する情報交換等
神経難病患者・家族のつどい （とうんがらの会）	毎月第4金曜日 14:00～15:00	勉強会、交流会、ポールウォーキング等
網膜色素変性症患者・家族の つどい（愛・Eyeの会）	毎月第2土曜日 14:00～16:00	勉強会、交流会等

(10) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

根拠：「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」に基づき、事業を実施している。

平成12年2月1日より、これまで本庁で実施されていた「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」の公費負担申請事務が保健所へ移行された。

目的：患者の医療費の自己負担分を公費負担することにより、医療費の負担軽減を図る。

表5 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者の年次推移

単位：件

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
交付件数	0	0	1	1	0	0	0

4 原爆被爆者対策事業

(1) 被爆者とは

原子爆弾が投下された際、広島・長崎において直接被爆した方、原子爆弾が投下されてから2週間以内に広島市内・長崎市内に立ち入った方等で、被爆者健康手帳を所持している人をいう。

(2) 原爆被爆者対策概要

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断や医療の給付、健康の回復のための各種手当などの総合的な援護を行い、被爆者の方々の生活の安定と福祉の向上を図っている。

保健所においては、健康診断・保健指導等を実施し、被爆者の健康管理を行っている。

(3) 事業内容

健康診断業務と保健指導

ア 健康診断

一般検査、がん検査、精密検査があり、委託医療機関（県立宮古病院）で実施。

(ア) 前期健康診断、後期健康診断、希望者の健康診断（予備検査・本健診）

(イ) 被爆者二世者の健康診断（予備検査・本健診）

イ 保健指導

健康診断実施時に、希望者に対して健康相談を実施するほか随時相談を受けている。健康診断未受診者に対しては受診勧奨し、必要に応じて訪問指導を実施している。

表1 一般検査受診者

令和3年度(単位:件)

	対象者	受診者	健診結果		
			異常なし	経過観察	精査
前期健診	5	2	2	0	0
後期健診	4	0	0	0	0
二世健診	4世帯	0	0	0	0
希望健診	4	0	0	0	0

表2 がん検査受診者

令和3年度(単位:件)

	がん検査					
	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	大腸がん	多発性骨髄種
前期健診	0	0	0	0	0	0
後期健診	0	0	0	0	0	0
二世健診						0
希望健診	0	0	0	0	0	0